

議案第216号

久留米市都市計画審議会会長 殿

都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、
次の事項について付議します。

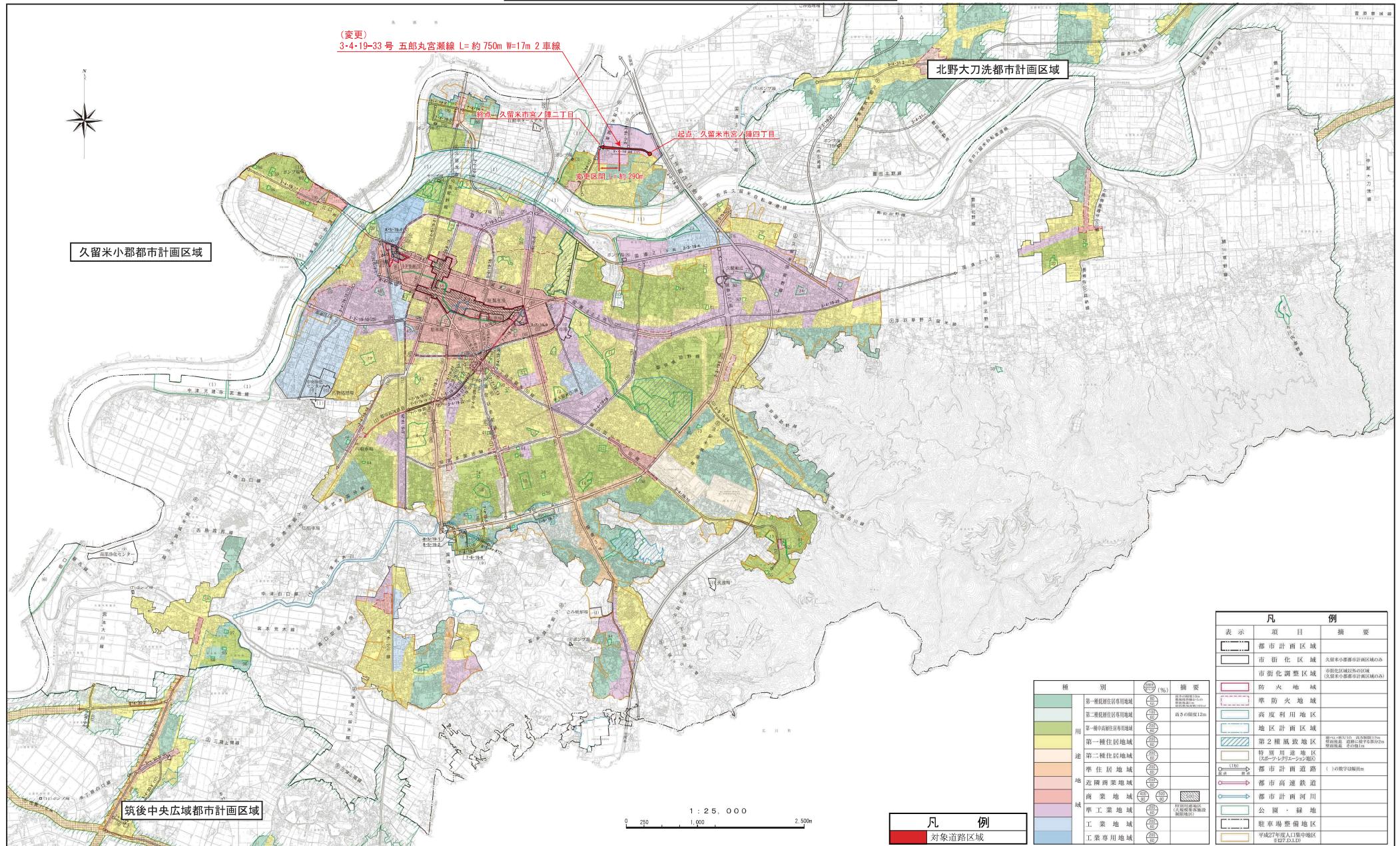
久留米小郡都市計画道路の変更（久留米市決定）について

令和3年12月15日

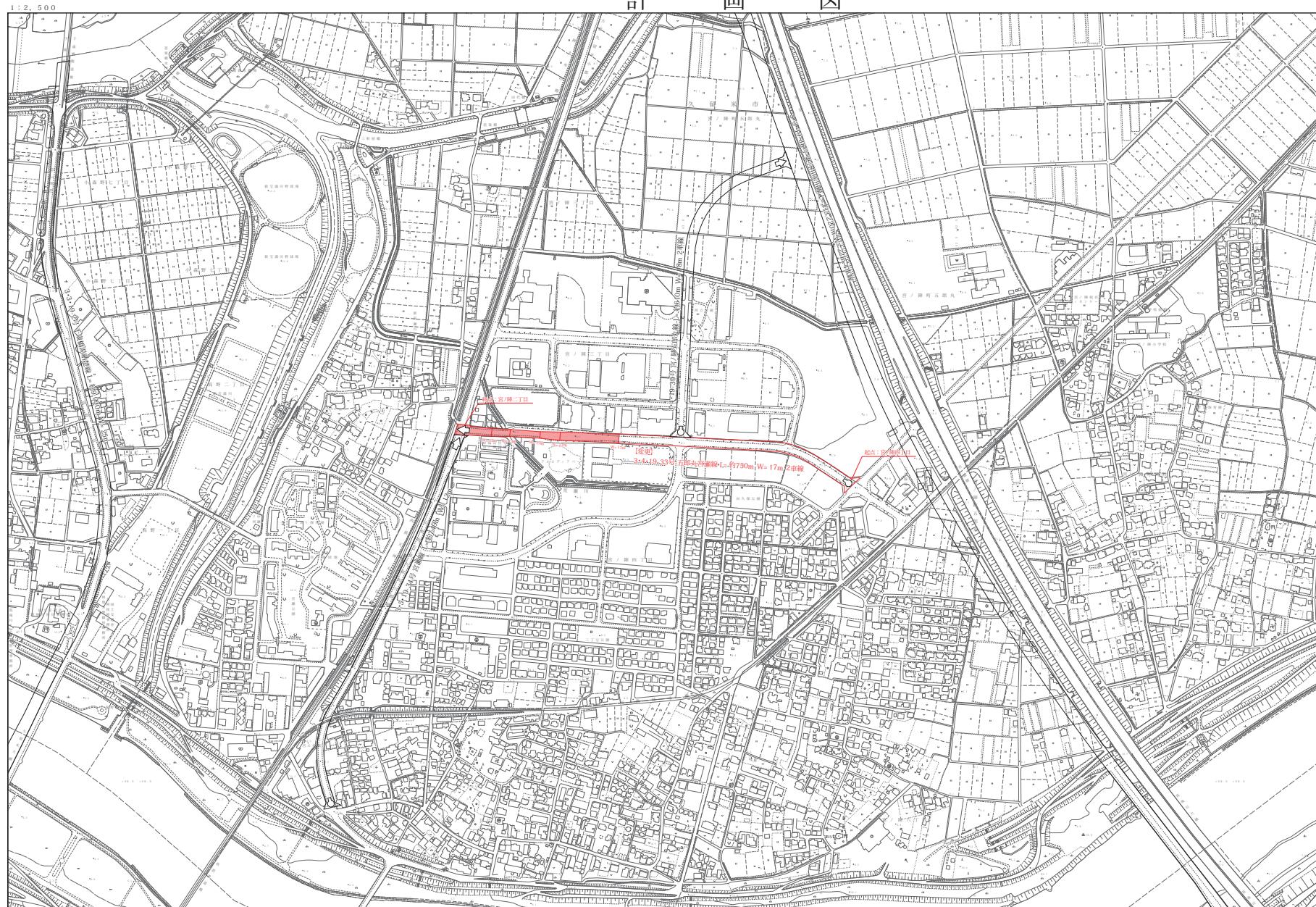
久留米市長 大久保 勉



久留米小郡都市計画道路の変更（久留米市決定）
総 括 図 S=1/25,000



久留米小郡都市計画道路の変更（久留米市決定）
計画図



0 100 500m



久留米小郡都市計画道路の変更（久留米市決定）

都市計画道路中3・4・19-33号 五郎丸宮瀬線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造			
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地		構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区間に おける 鉄道等との交差 の構造
幹 線 街 路	3・4 ・19-33	五郎丸 宮瀬線	宮ノ陣 四丁目	宮ノ陣 二丁目	宮ノ陣 三丁目	約 750m	地表式	2 車線	17m	幹線街路と平面交 差 2箇所

「区域及び構造は計画図の表示のとおり」

理 由

別紙のとおり

久留米小郡都市計画道路を変更する理由（久留米市決定）

久留米市においては、急激に増加する自動車交通や市街地拡大への対応を図るため、昭和37年に都市の骨格となる都市計画道路網を決定し、その実現に向け都市計画道路の整備を行ってきました。

しかし、人口減少や高齢化の更なる進行、市街地拡大の収束、また交通の利便性だけでなく環境への配慮を求める市民意識の高まりなど、交通を取り巻く情勢が変化する中、時代に応じた都市計画道路のあり方についての検証を定期的に実施する必要があります。

そのようなことから、「福岡県都市計画道路検証方針」に基づき、都市計画道路の検証、抽出した8つの見直し路線について、平成23年より都市計画変更を進めてきました。

前回の見直し検証より概ね10年が経過したことから、既存の都市計画道路についての再検証を福岡県と久留米市との協働により進め、見直し路線を抽出しました。

今回、その見直し路線の一つである「3・4・19-33号 五郎丸宮瀬線」の変更を行うものです。

■ 3・4・19-33号 五郎丸宮瀬線

3・4・19-33号 五郎丸宮瀬線は、宮ノ陣町宮瀬・五郎丸地区の交通分散を目的に、平成9年に都市計画決定され一定の整備が完了しています。

しかしながら、人口減少等の社会状況の変化により、計画決定当初に想定していた交通需要の増加が見込まれず、西鉄大牟田線との立体交差の必要性がなくなったことから、本路線の計画幅員を変更いたします。

また、平成10年の都市計画法の政令及び省令の改正において、都市計画を定める事項として「車線の数」が追加されたことから、あわせて車線数の明示を行うものです。